

令和 8 年 度
事 業 計 画

社 会 福 祉 法 人

飯 塚 市 社 会 福 祉 協 議 会

1 基本方針

現在、少子・高齢化をはじめ、人口の減少や家族構成の変化など、地域を取り巻く環境は常に変化しており、それに付随する生活問題も多様化し、複雑化しているにもかかわらず、コロナ禍以降は地域住民相互のつながりが希薄化しているのが現状です。

併せて、経済情勢においても物価高騰などが続き、日常生活への影響は大きく、困窮状態に陥る世帯が増えているのも現状です。

そのため、前述した現在の地域社会においては、市民の福祉ニーズは高まっており、誰もが健やかに安心して幸せに暮らしていくためには、市民一人一人が役割を持ち、支え合いながら地域をともにつくる「地域共生社会」の実現が求められています。

このような中、本会としましては、飯塚市が策定した第3期飯塚市地域福祉計画の基本理念である「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり ～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～」に沿い、地区（校区）社会福祉協議会、自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員をはじめとする各関係機関の方々と連携し、地域に根付いた地域福祉事業及び介護保険事業を進めてまいります。

2 重点事項

（1）重層的支援体制の充実

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮など分野や制度、世代、性別を超えた複合的な地域生活課題を抱えている相談者が、地域の中で継続的に生活できるよう、各専門機関との連携や地域との関係性の構築を行い、包括的な支援の体制づくりを推進してまいります。

（2）地域力の強化

地域の福祉課題に住民自らが気づき、住民同士のつながりや地域の事業者などに地域福祉活動への参画に向けた働きかけを行い、解決に結びつけていくことができるような仕組みづくりを住民とともに考え、さらには実践できるような支え合いの地域づくり体制を推進してまいります。

（3）日常生活自立支援事業等の推進

福岡県社協が実施主体である「日常生活自立支援事業」と本会独自の「ほっとサービス事業」「法人後見事業」を基本に、認知症や知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者等で判断能力に不安がある方々においても可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、住民にもっとも身近な相談窓口として、迅速かつ、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

（4）介護職員等の人材確保及び定着

職員の退職や高齢化を踏まえ、介護保険事業及び障害福祉サービス事業等を運営していく上で、必要な人材の確保・定着に取り組むとともに個々のスキルアップを図ることで、よりよいサービス提供を目指します。

3 事業計画

【地域福祉推進事業】

地域福祉活動・権利擁護センター・ボランティアセンターの3つの事業を柱として、様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現に向け、地域の特性に応じた活動・事業を展開するための協議の場づくりを推進します。

また、社会的な孤立・孤独問題の対策と属性・世代を問わない「包括的な相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的で包括的な支援体制の充実に努めます。

地区（校区）社協をはじめ、平時から地域や福祉関係機関、行政との連絡体制の整備など「離れていてもつながるしくみ」づくりを模索し、社会参加及び生活支援、ふれあい・いきいきサロンでの健康寿命を意識した介護予防の充実に努めてまいります。

（1）地域福祉活動の基本目標

- ① お互いを大切にしようひとづくり
 - 1) 各種ボランティア養成講座
 - 2) 認知症サポーター養成講座
 - 3) 小中学生を対象とした福祉体験講座
 - 4) 福祉委員研修
 - 5) 福祉啓発事業（福祉講座・地域福祉講座）
 - 6) 福祉機器・用具の貸出し
 - 7) 共同募金会への協力
- ② 支え合う地域づくり
 - 1) ふれあい・いきいきサロン活動の推進
 - 2) こどもの居場所づくり支援の拡充
 - 3) 小地域での生活支援ボランティア活動の推進
 - 4) 福祉委員による見守り活動と定期訪問
 - 5) 「ふれあい・ほっとライン」の更新
 - 6) ボランティアのコーディネートと社会参加の拡大
 - 7) 災害時のボランティア支援・平常時から各種団体との協力体制づくり
- ③ つながるしくみづくり
 - 1) ホームページや広報誌等での情報提供の充実
 - 2) 日常生活自立支援事業の実施
 - 3) 法人後見事業の推進
 - 4) 多様な相談機関・専門職との連携強化
 - 5) 心配ごと相談所の開設

(2) 地区（校区）社協・地域福祉ネットワーク委員会等との協働（継続）

小地域福祉活動の推進のために、地区（校区）社協・地域福祉ネットワーク委員会、民協、自治会長会等に地区担当の生活支援コーディネーターが出席し、情報の収集と提供、課題検討への参画等を継続しながら支援していきます。

(3) 日常生活自立支援事業と法人後見事業の実施（継続）

住み慣れた場所で自立した生活を継続することができるように、専門員・推進員・生活支援員相互の連携を強化し、サービスを提供するとともに、複合的な課題を抱える利用者については、他の部署や関係機関とも連携を図りながら支援を行います。

また、本人の契約能力や利用意思を踏まえ、支援を必要としている人へ適切にサービスを提供できるよう、生活支援員の人材確保に努め、事業運営を図ります。

- ・「終活」についてサポートする仕組みと体制づくりを検討します。

社会福祉協議会が考案する「終活支援サポート事業」は、高齢者や身寄りのない単身者などを対象に、生前から死後の手続きまで安心して暮らせるよう支援する包括的な取り組みを目指します。

(4) 生活支援体制整備事業の委託事業（継続）

生活支援体制整備事業を進める生活支援コーディネーターは、地域の関係機関や団体との連携を推進し、地域の助け合い・支え合い活動のより一層の充実を図ります。

- ・「第1層協議体」では各地区の共通課題である「移動支援」について勉強会を行います。地域包括ケアシステムにおける移動支援について、地域住民・行政と共に学び、それぞれの立場からできることや求められることの見解を出し合い、取り組みにつなげていきます。
- ・「生活支援サポーター養成講座」を開催し、「生活支援」を地域で担う必要性についての理解を深め、サポーターと共に活動の仕組みづくりを行い、住民主体の活動に向けて取り組みます。
- ・地域における多様な困りごとなどについて、各地域の生活支援コーディネーターが中心となり、住民主体の話し合いの場である「第2層協議体」の開催及び運営の支援を行います。

(5) ボランティアセンター事業の運営（継続）

市民活動の拠点となるボランティアセンターの機能強化に努め、ボランティアコーディネートの充実を図り下記の事業に取り組みます。

- ・災害発生時に速やかに災害救援ボランティアセンターを設置し、市やボランティア、また近隣市町の社会福祉協議会と連携し、迅速かつ効果的に、被災者の生活

復旧を支援するため、災害救援のための体制の構築を図ります。

また、平常時から災害（地震、水害など）に対応できるよう、飯塚市が行う「災害図上訓練」へ参加することで、災害発生時における行政や関連団体との相互連携の構築を図ります。

- ・孤独・孤立に悩む人とのつながり形成を目的とし、「傾聴ボランティア養成講座」を開催します。講座を修了された方に特技ボランティアとして活躍していただけるよう、ボランティアセンターでサポートします。
- ・小・中学校の総合学習や市民の方々に福祉意識及び人権意識の高揚を図り、将来の地域福祉の担い手を育成するため、学校や地域における福祉体験学習を支援します。

(6) 社会福祉法人地域公益活動連携協議会の公益的な取り組みの協働・展開の推進（継続）

市内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、幅広く地域の福祉ニーズや福祉課題を受け止め、連携・協働しながら社会貢献事業の取り組みを考える場をつくります。

- ・法人相互の情報交換
- ・小・中学校の「福祉体験講座」へ専門職としての協力
- ・福岡県社会福祉協議会が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に参画し、生計困難者の相談支援を行なう

(7) 福祉委員活動の充実（継続）

福祉委員は、高齢者や在宅要援護者の方の見守り活動を行い、地域のネットワークの中心を担う人材として、市内全域に配置されています。福祉委員活動についての意見・情報交換、資質向上に向けた取り組みなど、見守り活動の支援を行なうとともに、研修会の開催などを通して見守り活動の普及啓発を進めて参ります。

(8) 重層的支援体制整備事業の委託事業（継続）

令和7年度から重層的支援体制整備事業が本格的に実施され、飯塚市では「いづか福祉まるごとサポート事業」として飯塚市全域で地域に根差した支援を展開しています。本事業では、地域住民が抱える複雑化・複合化した生活課題に対し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことを目的としています。分野を問わず断らない相談支援の体制整備に努め、市民が気軽に相談できる環境づくりを進めていきます。具体的には出張相談や相談会の実施に加え、社会的孤立を防ぐための地域活動への参加支援として、月2回「自由スペースきまま」を設置し、継続的な居場所づくりを行っていきます。今後も分野を問わず断らない相談支援の体制整備を継続し、課題を抱える世帯に対し、早期の課題把握や社会参加に繋ぐため、アウトリーチ（出張相談）を積極的に行います。

(9) 生活福祉資金貸付事業 本則・相談支援事業の展開業務 (県社協委託)

生活福祉資金貸付事業本則及び特例貸付に係わる相談支援業務を福岡県社会福祉協議会からの委託事業として実施していますが、従前から取り組んでいる本則事業では、生活困窮世帯からの生活費・教育費等の相談に対し、相談者に寄り添い、その世帯が地域で安定した生活が継続できるよう支援します。

特例貸付相談支援事業は、コロナで一時的に生活が不安定に陥り、特例貸付を利用された世帯に対し、フォローアップ支援を行ないます。現在の状況確認をおこない、必要な手続きを案内し、支援を必要とする世帯に対しては、課題解決に向けて各関係機関と連携しながら、必要に応じてはアウトリーチ（出張相談）を行います。

(10) こどもの居場所づくり推進基金の運営

地域で運営されている「こども食堂」に「こどもが気軽に立ち寄り、様々な人との関わりを通じて自分の居場所と感じられる場所」として、安定的な運営ができるよう、基金の募集を行い、基金を活用し活動を支援します。

(11) 第2期「飯塚市地域福祉活動計画」の策定

第2期「飯塚市地域福祉活動計画（令和9年度から15年度）」では、前計画に引き続き「お互いを大切にしよう」と「支え合う地域づくり」「つながるしくみづくり」の3つの基本目標を掲げ地域福祉の総合的な計画の策定を推進をめざします。

【介護保険・障がい福祉等関連事業】

高齢者、障がい児・者をはじめ、制度の狭間で日常生活に課題等を抱える地域住民を対象とした幅広い範囲の事業を実施します。さらに各分野の情報及び支援内容の共有を行い、利用者一人一人の悩みや相談に傾聴し、本人だけではなく家族も含めて寄り添いながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、質の高いサービスの提供とその向上に努めます。

(1) 地域包括ケアシステムの推進及び強化

高齢者や障がい児・者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、必要なサービスを切れ目なく提供することで可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで継続することができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の推進及び強化に努めて参ります。

(2) 感染症対策及び災害対応の強化

基本的な感染予防対策と予期せぬ災害への対策を講じながら、職員が安心して日常業務に取り組めるよう環境整備に努め、「業務継続計画（BCP）」を基に安全・安心なサービスの提供を継続します。

(3) 虐待防止委員会・身体拘束等適正化委員会及び感染症対策委員会の開催

利用者及び従業者の人権擁護のため、虐待防止委員会・身体拘束等適正化委員会の中で研修を実施し、「虐待・身体拘束の防止、発生時の検証・再発防止」に、職場全体で包括的に取り組みます。また、感染症対策委員会では「感染症の発生予防及び発生時の感染拡大防止」に備え、研修を実施します。

(4) 人材の確保・育成・定着への取り組み

職員を大切にし、働きがいのある、魅力ある職場作りに取り組みます。

介護等職員の処遇改善を実現します。

経験や能力に応じた職場内外の研修受講機会を設け、個々の資質の向上やキャリアアップに向けた支援を行います。

資格取得支援制度などの構築について検討します。

ホームページや広報誌などを活用して求職者へのアピールを強化し、新たな人材の発掘、多様な人材の確保・育成・定着、及び外国人材の育成に取り組みます。

(5) 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）への取り組み

ICT（情報通信技術）による情報共有システムやタブレットを活用し、記録業務の負担軽減、事務作業の簡略化及びペーパーレス化を進め、働きやすい職場環境作りに努めます。

筑穂保健福祉総合センター西棟のWi-Fi環境を整備することで、業務負担の軽減及び生産性の向上を図ります。

経営状況の改善に向け、各事業所で数値目標を設定し、毎月開催の管理者会議で事業収支状況の把握・分析を行い、経営上の課題を抽出・共有し、利用者確保・経費節減に努め収支バランスの確立を図ります。

(6) 相談機会の確保及び相談体制への取り組み

管理職及び各事業所管理者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保、また、業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実を図ります。

<介護保険等関連事業一覧>

	高齢者関連事業	障がい児・者関連事業	その他
介護保険課 (飯塚支所・穂波支所・筑穂支所・他)	【自主事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業（総合事業を含む） ・制度外事業（ホームヘルプ事業） ・通所介護事業（総合事業を含む） ・特別養護老人ホーム筑穂桜の園運営事業 ・短期入所生活介護事業 【受託事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・穂波東地域包括支援センター運営事業 ・筑穂地域包括支援センター運営事業 ・介護予防支援事業 ・高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング） ・「食」の自立支援事業（配食サービス） 	【自主事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業 ・重度訪問介護事業 ・同行援護事業 ・制度外事業（ホームヘルプ事業） ・相談支援事業 ・生活介護事業 ・児童発達支援事業 【受託事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業 ・障がい者配食サービス事業 ・障害支援区分認定調査事業 	【自主事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・留学生育成事業 【受託事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯訪問支援事業

【法人運営関連事業】

法人が安定して運営出来るよう自主財源の継続等に努めるとともに、社会福祉法や労働基準法等の改正にも対応し、職員の労働環境等の改善にも努め、法人全体の経営の見直しを図っていきます。

また、人権研修をはじめとする各種研修会の企画及び参加も行い、社会福祉協議会の職員としての資質向上を目指します。

（１）筑穂保健福祉総合センターの管理運営

飯塚市との協定書に基づき、住民の健康・福祉の増進を図り、地域福祉の拠点として管理運営を行って参ります。

（２）収益事業の推進

１）飯塚オートレース場のメインスタンド改修工事が令和7年8月に終了し、新メインスタンドになったことで、コロナ禍以前のような来客増が見込まれるため、今後は

自動販売機の設置台数や設置場所について業者と協議をし、自主財源の確保に努めて参ります。

2) 社協だよりや公用車等への有料広告の掲載を進めて参ります。

(3) 労働環境の整備

働き方改革関連法に基づき、労働環境の改善及び整備を継続して進めながら、職員の働く意欲を高めて参ります。

(4) 施設の維持・管理について

本会の維持・管理する施設において、経年劣化による老朽化で、大規模改修等が必要となる施設の点検や今後の方向性などについて、行政との協議も含め、早めに対応できるよう検討して参ります。